

(仮称)横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業  
環境影響評価方法書に係る手続について

項目	内容
対象要件	横浜市環境影響評価条例（以下「条例」） 第2条第2号に掲げる第1分類事業 条例施行規則別表第1 10 高層建築物の建設 8 飛行場の建設
方法書の提出	[条例第17条第2項] 提出：令和7年10月24日
方法書の公告	[条例第18条第1項] 市報公告：令和7年11月14日 広報手段：広報よこはま11月号、横浜市ホームページ、X（旧Twitter）
方法書の 縦覧・公表	[条例第18条第1項] 縦覧期間：令和7年11月14日～令和8年1月5日（53日間） 縦覧場所：みどり環境局環境影響評価課 神奈川、西、中区役所 区政推進課 公表等：横浜市ホームページで方法書の全文公表 横浜市中央、神奈川、中図書館で閲覧
審査会への諮問	[条例第18条第2項] 諮問：令和7年11月14日
方法書の周知	[条例第19条第1項] 対象地域：神奈川、西、中区の一部 周知方法：「環境影響評価方法書に関する縦覧及び説明会開催のお知らせ」 を方法書対象地域内にポスティング
説明会の開催	[条例第19条の2第1項] 開催日及び場所：令和7年11月30日（日）ビジョンセンター横浜（西口） 令和7年12月1日（月）ビジョンセンター横浜（西口）
意見書の提出	[条例第20条第1項] 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間内に、 市長に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。 提出期間：令和7年11月14日～令和8年1月5日 受付方法：横浜市電子申請・届出システム、郵送、持参
方法市長意見書の 作成・送付	[条例第21条第1項] 市長は、審査会の答申等を踏まえ、方法市長意見書を作成し事業者に送付。
方法市長意見書の 公告・縦覧	[条例第21条第2項] 市長は、方法市長意見書を作成した旨を公告し、30日間縦覧。

図:方法書の手続フロー

